

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）施行規則の一部改正について（ペルー産ハス種のアボカド生果実の条件付き輸入解禁）

（平成27年6月16日）

平成27年6月15日付けをもって、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）の別表2の一項が改正され、同表付表六十（ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの）が追加されましたので、お知らせします。

- 1 官報掲載URL
<http://kanpou.npb.go.jp/20150615/20150615h06553/20150615h065530000f.html>
- 2 植物防疫所のHP（該当URL）
<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/Zyoukentuki/20150615.html>